

松原市いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月
松原市・松原市教育委員会
(最終改定 平成 31 年 4 月)

目次

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	1
2 基本理念	2
3 いじめの未然防止	3
4 いじめの早期発見	3
5 いじめへの対処	4
第2章 いじめ防止等のための対策の内容	
I 市として取り組む施策	
1 松原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
2 松原市いじめ問題専門委員会の設置	5
3 学校への支援	6
4 相談機関の整備と周知	7
5 保護者など市民への啓発活動	7
II 学校が実施する施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	9
3 いじめ防止等に関する取組み	9
第3章 重大事態への対処	
1 重大事態の意味	12
2 重大事態の報告	12
3 調査の主体と組織	12
4 事実関係を明確にするための調査の実施	12
5 調査結果の報告及び提供	13
6 市長による再調査等	14
第4章 その他の重要事項	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本市では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであると認識し、その防止と対策にあたってきたところです。

松原市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や大阪府いじめ防止基本方針を踏まえ、市、教育委員会や学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、いじめの防止のための総合的な方針です。

この基本方針に基づき、いじめ防止のために松原市内のすべての学校や関係機関をはじめとして、市民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において次のとおり規定されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさします。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるた

め、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

また、いじめを受けた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあります。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害行為はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 違いを認め合い、豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、児童生徒に悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、児童生徒を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事です。

(2) 児童生徒の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、児童生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

4 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われる

ことがあります。そこで、学校・家庭・地域が児童生徒の小さな変化に気付く力を高める必要があります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大事です。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大事です。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、児童生徒の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。特に、児童生徒が気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大事です。

5 いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。

その上で、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行います。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート※」を活用するなど、教育委員会や警察、関係機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

※ 5つのレベルに応じた問題行動への対応チャートとは

大阪府教育庁が、加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例のこと

(2) いじめ行為には毅然とした姿勢で粘り強い指導を行う

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。いじめを行った児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。

いじめを行った児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があ

ります。

いじめを行った児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い指導が必要です。

また、保護者や地域の関係者へのはたらきかけや、警察や関係機関との連携による指導も必要です。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒も様々な思いを抱えています。いじめを受けた児童生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

I 市として取り組む施策

1 松原市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「松原市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置します。

連絡協議会は、学校、教育委員会、関係機関等により構成します。

連絡協議会は、松原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

2 松原市いじめ問題専門委員会の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会に「松原市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という）を設置します。

専門委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

専門委員会は、市基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについての審議を行うとともに、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調

査を行います。

3 学校への支援

(1) 学校の取組みに対する指導等

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の策定や体制の確立、及びいじめ防止の取組みの推進等に関して、指導・助言するとともに必要な情報提供を行います。

また、いじめ事象が発生した際、必要に応じて指導主事の派遣や、大阪府教育庁と連携し臨床心理士等の専門家を派遣する等、学校がいじめへの対応を支援します。

(2) 教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修を充実し、教員の資質能力の向上を図ります。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施するとともに、「大阪子どもを守るサイバーネットワーク※」との連携を推進します。

※ 大阪子どもを守るサイバーネットワークとは

インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと

(4) インターナショナル・セーフスクール（ISS）の推進

「(体と心の) けが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める」という趣旨に基づき、「インターナショナル・セーフスクール（ISS）※」の取組みを推進します。また、推進校の実践と成果を市内全小中学校に広げ、児童生徒主体の安心・安全な学校づくりを進めます。

※ インターナショナル・セーフスクール（ISS）とは

WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが推進する、安心・安全な学校づくりの国際認証制度のこと

(5) 松原市児童会・生徒会交流会の取組み

松原市児童会・生徒会交流会を実施し、各学校のいじめ防止に関する取組み等を交流することにより、児童生徒自らが「いじめを許さない」学校づくりを進める自主活動の活性化を図ります。

(6) 学校や教職員の評価の留意点

教育委員会は、学校評価や教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、児童生徒や地域の実態を踏まえて目標を立てて取り組んでいるか、いじめが発生した場合には教職員が連携して組織的に解決に当たっているかなど、取組みや対応を評価するよう、各学校における評価への必要な指導・助言を行います。

4 相談機関の整備と周知

(1) 教育相談の実施

いじめに関する通報及び相談を、教育委員会（教育推進課・教育研修センター）の電話・面談による教育相談や、教育支援センター（チャレンジルーム）の面談による教育相談にて受け付けます。

(2) 相談窓口の周知

広報やホームページ等において、市の相談窓口について周知します。

また、大阪府が実施している「24時間電話相談」や大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）等を学校を通じて周知します。

5 保護者など市民への啓発活動

法第9条において、保護者は、保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする事、さらに国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。

こういった保護者の責務を果たせることができるように、保護者など市民へ広く、いじめの問題やこの問題への取組みについての理解が促されるよう、広報啓発を行います。

Ⅱ 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載することとしています。

また、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

学校基本方針については、児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているか、児童生徒や保護者、地域関係者等の意見も取り入れ、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクル*により必要に応じて見直すことが大切です。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組み、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善を図ることが必要です。

さらに、学校いじめ防止基本方針を実効的なものにする取組みの一環として、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知し、Web ページなどにも掲載します。

※ PDCAサイクルとは

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返すことにより、継続的にプロセスを改善していく手法。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置きます。

当該組織を構成する「複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動顧問などから決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効です。

当該組織の具体的な役割については、以下のように考えられます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめ防止等に関する取組み

学校は、いじめの「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」の3つの段階に応じて、効果的な対策を講じます。

以下に各段階における取組み例と、いじめの解消について示します。

(1) いじめ防止等に関する取組み

①いじめの未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじ

めに向かわない態度・能力の育成

- ・児童生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組みの推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・児童生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校通信・ホームページなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

②いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

③いじめへの対処

- ・いじめを発見した場合に教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保
- ・いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめを行った児童生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童生徒が自分の問題として捉えるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・地域の関係者等との協力
- ・犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、当該組織に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第23条第1項^{*}の規定に違反し得る。

※ 法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) いじめの「解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

第3章 重大事態への対処

いじめにより児童生徒の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じる必要があります。

そのため、市、教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

1 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
 - (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

3 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の専門委員会が調査を行います。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行わ

れ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることが必要です。

（１）いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

（２）いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

5 調査結果の報告及び提供

調査結果は、教育委員会が市長に報告します。また、学校が主体となって調査を実施した場合も、教育委員会を通じて市長に報告します。

また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

6 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 4の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うことができます。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「松原市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告します。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

第4章 その他の重要事項

市は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて市基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じます。